

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に、杉山委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第５号、生活保護受給者へのアンケート実施等を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、まず、１２月２日の委員会において日本共産党の能登谷委員から提案のありました委員間討議の実施について、民主・市民連合並びに判断保留としていた公明党及び無所属安田委員に、判断できる状況にあるか伺います。

民主・市民連合。

○金谷委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、委員間討議の実施について賛否を伺います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 必要ないという判断になりました。

○高橋紀博委員長 民主・市民連合。

○金谷委員 実施してよいと、賛成いたします。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 この陳情に関わっての委員間討議、会派としてはなじまないというふうに判断をさせていただきました。

○高橋紀博委員長 旭川市民連合。

○小林委員 委員間討議には賛成いたします。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 反対いたします。

○高橋紀博委員長 それでは、全会一致とならなかったことから、委員間討議は行わないこととします。

次に、民主・市民連合の金谷委員から要望のあった、項目１及び２について一部採択の取扱いをすることについて、判断保留としていた各会派及び無所属に、判断できる状況にあるか伺います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、項目1及び2についてのみ採決を行うことでよいか、各会派及び無所属に意向を確認させていただきます。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 反対します。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 ごめんなさい、今の委員長の発言、ちょっと理解できませんでした。もう一回お願いします。

○高橋紀博委員長 まず判断できるということで、項目1及び2についてのみ採決を行うことでよいか、各会派及び無所属に意向を確認させていただきます。採決を行うことでよいかという意向について伺っております。

○中野委員 一部採択のことですね。それについては、会派としては反対ということでございます。

○高橋紀博委員長 日本共産党。

○能登谷委員 今回の事案は桐生市の事件が前提になっているということで、それについても、去年、中身について旭川市ではどうなのかということを質疑して、議論させていただきました。

旭川市においてそのような事例は発生していませんし、全国的に見ても特異な事例です。そのことが前提になっている以上、一部採択といっても、それが前提になっているということが十分に考えられますので、必要がないものだと思います。

○高橋紀博委員長 旭川市民連合。

○小林委員 生活保護制度の趣旨の理解が不十分なもの、不適切な運用が行われていた自治体があったというのは事実でありますので、問題意識や趣旨については十分理解するところでありますので、一部採択については賛成いたします。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 反対いたします。

○高橋紀博委員長 協議が調わなかったことから、項目ごとではなく、一体のものとして、各会派及び無所属に賛否を伺います。

陳情第5号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 反対いたします。

反対の理由としては、先ほど能登谷委員のほうからも少し言及がありましたけれど、必要性を認めないということと、あとは行政全般についての意見公募っていうのは既にやっていることで、何か個別のことで、一々こういうことをやるっていうのは行政コストの観点からも非常に負担が大きいのではないかということで、必要ないという判断に至りました。

○高橋紀博委員長 民主・市民連合。

○金谷委員 残念ながら、陳情第5号に対しては賛成できないということです。

理由は、項目１と２はおおむね理解いたしましたが、項目３について、市民・全職員へのアンケートの実施に対しては、生活保護制度の内容を市民、全職員が理解されているとは考えられないため、これに対しては、福祉部局においてという前書きはあるんですけれども、これ全体を見たときには、賛成というところまではちょっといわず、議案全体として反対となります。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 陳情第５号、生活保護受給者へのアンケート実施等を求めることについての会派の判断についてであります。まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては、不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

まず、陳情書の要旨でございます、群馬県桐生市における生活保護費の支払いなどに関する不適切な対応についてであります。本市の担当部局にも確認したところ、旭川市においては、一部で分割支給の実態があるものの、全体の０．０５％であるとの回答がございました。また、その理由としては、生活状況報告のため、金銭管理のサポートである旨の答弁が過日の委員会でも述べられたところでございます。

次に、具体的な３つの陳情項目としましては、生活保護受給者や市民及び全市職員へのアンケート等を実施することが求められているところでございます。一方では、市民及び市職員などの生活保護に関する受け止め方や意見は十人十色、様々であり、それらの意見をどのように整理し、アンケートにより得られた内容の公表についても、適切な情報管理の観点からどうあるべきなのか、その意図にも会派として疑問を感じるところでございます。

今回の陳情者がどのような調査結果を期待しているのか、明確に予想することはできませんが、生活保護制度は国の法定受託事務であり、国の通知や指導に基づいて実施することが大前提であると承知しているところでございます。

そのようなことから、アンケート調査で得られた意見の取扱いについても、どこまで施策として当該事業の中に反映していけるのかは全く不透明であると考えるところでございます。

以上の理由から、公明党会派として、陳情第５号につきましては、不採択とすべきと判断させていただきました。

以上です。

○高橋紀博委員長 日本共産党。

○能登谷委員 先ほども言いましたけれど、桐生市の事件が前提になっているということで、旭川市においては、そのような心配は特段発生してないということは、さきの質疑で確認してきたと思うんです。桐生市の事件は全国的にもちょっと特異な事例で、やっぱりそのようなことがないようにしなければならないという点では、陳情者の心配とか問題意識は十分理解できます。ただ、だからといって、福祉部局において全庁的なアンケートを実施するというのは相当無理がありますし、今もお話あったように法定受託事務の立場、それから、個別のケースワークで一人一人について向き合っていくということが前提になっている仕事ですので、確かにケースワークの十分、不十分ということはあるかもしれませんが、それにしても、受給者の人権に添うように、桐生市のような状況にならないようにと行政として努力がなされていると考えていますので、陳情第５号は願意妥当ではないというふうに考えています。

○高橋紀博委員長 旭川市民連合。

○小林委員 生活保護制度は憲法第25条の生存権に基づいた権利保障のための制度であります。しかし先ほども申し上げましたが、その趣旨の理解が不十分なまま不適切な運用が行われている自治体があったというのは事実であります。また、制度利用者への偏見や制度利用のハードル等から制度の捕捉率が低く、必要な人に届けられていないというのも生活保護制度の課題であると考えています。そのため、陳情第5号の問題意識や趣旨については十分理解するところであり、実態把握や適切な運用のための調査については今後検討していく必要があると考えております。

一方で、各要望事項、特に全職員や市民への調査という点では、その目的と範囲の広さから、慎重かつ十分な検討を要するものであるため、現時点では願意に沿い難いと判断いたします。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 結果としては願意に沿い難いという答で、内容につきましてはそれぞれの委員がおっしゃったことと大体同じなので控えさせていただきます。

○高橋紀博委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第5号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和7年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第7号、議案第10号、議案第13号、議案第15号及び報告第2号の以上8件につきまして、理事者から説明願います。

○金澤税務部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の17ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費につきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う報酬等の増に伴い、管理事務費ほか3事業で合わせて248万7千円を補正しようとするものでございます。財源は全額一般財源であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○樽井市民生活部長 初めに、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、給与改定に関するものでありまして、補正予算書16ページから23ページにかけてお示ししておりますとおり、18事業で3千49万4千円となっております。財源といたしましては、国庫支出金が1千632万2千円、道支出金が8千円、一般財源が1千416万4千円となっております。

次に、議案を御覧ください。報告第2号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、後期高齢者医療制度に係る事務処理漏れにより医療給付を受けることができなかったことに関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

整理番号1及び2について一括で説明させていただきますが、概要としましては、令和2年1月9日に永山支所で受領した後期高齢者医療高額療養費支給申請書1件について、その処理を怠ったことにより、法令で定める請求権が消滅し、申請者が当該給付を受けることができず損害を与えたもので、その損害の額を3万8千742円と算定したところであります。

申請者につきましては既に死亡しているため、法定相続人の2人について、それぞれ損害賠償の額を1万9千371円と定め、昨年12月17日に専決処分をさせていただきましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

今後、こうした事務処理漏れが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○川邊福祉保険部長 福祉保険部所管の令和7年第1回臨時会補正予算について、御説明いたします。

まず、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算ですが、給与改定に伴う補正につきましては事業ごとの説明は省略させていただきますが、補正予算書の18ページから20ページにかけて、24事業で合計6千183万4千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が557万6千円、道支出金が73万2千円、繰入金が17万4千円、諸収入が68万円、一般財源が5千467万2千円となっております。

次に、補正予算書の18ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の生活安心応援給付金支給費、物価高騰重点支援給付金支給費、低所得世帯こども加算金支給費でございますが、それぞれ物価高騰の影響を受けている方々を支援するために、令和6年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり1万円を、令和6年度の住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を、非課税世帯のうち子育て世帯に対し児童1人当たり2万円をそれぞれ支給するもので、支給に要する経費として3事業合計21億1千314万8千円を補正いたします。財源は全額国庫支出金でございます。

続いて、繰越明許費補正について御説明いたします。

補正予算書4ページを御覧ください。福祉保険部所管分は第2表、繰越明許費補正（追加分）の表中、3款1項社会福祉費の3事業でございます。いずれも、ただいま御説明いたしました物価高騰対策事業の補正額の一部を令和7年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。

続いて、議案第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書32ページを御覧ください。これら全て給与改定に伴う補正で、5事業合計2千269万5千円を補正いたします。財源は、道支出金が551万1千円、繰入金が1千718万4千円でございます。

続いて、議案第5号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

補正予算書44ページから45ページを御覧ください。全て給与改定に伴う補正で、11事業合計2千577万6千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が145万4千円、道支出金が69万7千円、繰入金が2千293万6千円、支払基金交付金が68万9千円でございます。

続いて、議案第7号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書51ページを御覧ください。いずれも給与改定に伴う補正で2事業合計643万1千円を補正いたします。財源は全額繰入金となります。

以上が、今回提案しております補正予算概要となります。よろしくお願い申し上げます。

○田村保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の21ページを御覧いただきたいと思います。まず、給与改定に係る補正につきましては、事業ごとの説明は省略させていただきますが、4款1項1目保健衛生総務費の説明欄の下2つ、栄養改善推進費と医療薬事指導費の2事業、及び2目予防費のがん対策費から地域精神保健活動費までの7事業、及び3目環境衛生費の2つ目、食品衛生指導費から動物愛護センター管理費までの6事業、合わせて15事業で合計882万円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、道支出金が3万9千円、動物愛護基金繰入金が149万5千円、一般財源が728万6千円となっております。

次に、給与改定以外の補正予算につきましては、同じく21ページの4款1項3目環境衛生費の1つ目、普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費590万円についてであります。地域住民の日常生活において保健衛生上必要不可欠な普通公衆浴場は、物価統制令によりまして入浴料金が統制されておりますが、昨今の原油及び物価高騰により大きな影響を受けておりますことから、こうした状況下でも衛生的な管理を確保しながら事業が継続できるよう、燃料価格等の高騰分の一部を支援するため、補正しようとするものであります。なお、財源につきましては全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を予定しております。

以上が、今回提案しております保健所所管分の補正予算の概要です。よろしくお願いいたします。

○太田環境部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管分について御説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の22ページを御覧ください。22ページの上から2つ目にございます4款2項1目のじん芥処理費につきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う会計年度任用職員の給料等の増により、5事業合計で1千83万1千円を補正しようとするもので、財源は全て一般財源でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○木村市立旭川病院事務局長 令和7年第1回臨時会の提出議案のうち、市立旭川病院所管分につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、令和6年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書70ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、人事院勧告に準じて実施する給与改定に伴い、給与費を増額しようとするものでありまして、70ページの実施計画、収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、下段の支出の部、1款病院事業費用1項本院医業費用1目給与費で3億4千153万7千円を増額し、その財源といたしまして、上段の収入の部、1款病院事業収益3項本院医業外収益3目一般会計補助金で220万9千円、4項一般会計負担金1目本院で3千894万7千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、条例改正2件につきまして、議案書により御説明を申し上げます。

まず、議案第13号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業職員の給料月額を国家公務員に準じて改定すること等について所要の

改正を行おうとするものでございます。

また、議案第15号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職員の期末勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和7年第1回臨時会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

当該処分は庁用自動車による交通事故によるもので、総務部所管事項ではございますが、環境部に該当するものでございますので御説明を申し上げます。

令和6年10月31日、近文リサイクルプラザ敷地内におきまして、近文リサイクルプラザの会計年度任用職員が操作する小型特殊車、フォークリフトが後退したところ、後方にいた旭川市再生資源協同組合の作業員に接触し、損害を与えたものであり、損害賠償額を7万4千398円と定め、令和6年12月25日に専決処分をしたものでございます。市の過失割合は100%となっております。

このたびの事故を踏まえまして、今後、機械操作をする際は周囲の状況を十分確認し、特に後退時は必ず目視での確認を徹底し、場合によっては誘導員を配置するなど、再発防止に努めてまいります。

御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から御報告をお願いいたします。

○金澤税務部長 旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施結果につきまして御報告申し上げます。

昨年12月開催の本委員会におきまして、条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施について御報告したところでありますが、昨年11月20日から12月23日までの期間で意見募集を行った結果、個人の方から21件、団体から3件、合わせて24件の御意見をいただいたところでございます。

御意見の内容につきましては、お手元の資料の2ページから12ページまでのとおりとなっております。

ざいます。いただいた御意見につきましては、導入に賛同いただいているものが多かったところでございますが、居住地や国籍により税率に差を設けるべきといったものや、課税免除の要件として、病院の付添いや、部活・競技等でスキーをする団体や競技者のほか、市民を対象とすべきといったものがございました。

税率につきましては、税の公平性の観点から異なる税率とすることは適当ではなく、また課税免除につきましても、北海道が導入する宿泊税に合わせる予定であります。課税免除の対象とならないこうした方々に対し、どのような還元策が取れるかについて、制度の考え方を所管する観光スポーツ部と情報共有を行い、今後、宿泊事業者の方々などからの御意見もお聞きしながら、検討してまいります。

いただいた御意見と市の考え方につきましては、意見提出者に回答するとともに、ホームページや市政情報コーナーなどの資料配布場所において公表をしております。

今後につきましては、条例案を策定し、令和7年第1回定例会に提案することを予定しております。また、条例案に対し、議会での議決をいただいた後には、総務省との協議に入るとともに、宿泊事業者や来訪者の皆様への周知を行い、令和8年4月からの宿泊税の導入を目指すこととしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

○中野委員 その他ということですので、本日の委員会に関わってのことではありませんが、一応、その他の発言として、委員長に考え方や理由などを求めたいという趣旨の発言であります。

令和6年12月2日、昨年の常任委員会の開催について、定刻は10時開会ということで聞いておりました。全ての委員が10時に、ここに参集しているというような状況の中、事前の予告、説明が何もない中で、10分開会が遅れた事案がございました。閉会后においても委員長から何も説明がなく、その後、会派のお部屋を訪れていただいたときも、何の説明もございませんでした。

本日におきましても、そのことについて説明がないままということで、私よりも大先輩がここにはいらっしゃいますが、私も4期議員を務めている中で、10分開会が遅れて、何の説明もないという経験は初めてでございましたし、また、理事者に対しても、一定程度の迷惑が私にかかったというふうに思っているところでございます。こういったことが傲慢な対応となるのかは分かりませんが、一般常識から考えても、委員会の長たる委員長からこういったことについて説明がないものは、私としてはなかなか理解し難いというふうに思いますので、そのことについて、考え方や理由を委員長から、ぜひとも説明いただきたいと思います。

○高橋紀博委員長 委員長にということで、12月2日の委員会の開会が遅れたことについて、今、ちょっと頭の中、思い出しておりましたけども、先ほどありました陳情に対しての取扱いに対して、ぎりぎりというか、その前の週から土日を含んで調整していた段階で、金谷委員から一部採択の提案があって、それに対して委員間での討議を進めたらいいんじゃないかっていう提案が、その前の週にありました。そのことで調整をしていたんですけれども、当日の朝になってまた違った意見が

出てまいりまして、そこでちょっと朝、事務局も含めて、再度、委員会の運びが変わってくるかなという調整がありました。ただ、そのことについて、その説明がきちとなされていないということの発言だと思います。これはもうおっしゃるとおりでありまして、改めてではございますけれども、やはりきちとその理由というものを明確にして、皆様方に説明すべきであったということは、反省すべき点というふうに受け止めました。そして当然、後からではなくてやっぱりそのときにその話から入るってということが、委員長として、自分の中でそこまで認識をできていなかったと、改めて今御指摘いただいて、反省したいと思います。

今後、今、中野委員からいただいた御意見、しっかりとそれを受け止めて、議会運営に努めていきたいと思いますので、御理解いただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

○中野委員 説明ありがとうございました。

今、委員長が述べられたとおり、令和6年度、残り数か月というふうになっておりますが、ぜひとも使命感を持って、委員長の職務を今後、全うしていただきたいということを申し上げて、この件については以上とさせていただきます。

○高橋紀博委員長 ありがとうございます。改めて、申し訳ございませんでした。今後、気を引き締めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

その他、御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたしたいと思います。

散会 午前10時37分